

外貨（米ドル）普通預金

（令和7年4月1日現在適用中）

項 目	内 容
1. 取 扱 幣 種	米ドルに限ります。
2. ご 利 用 先	同一名義で取引時確認済円普通預金口座をお持ちの個人（満 18 歳以上）および法人。
3. 取 扱 店 舗	全店でお取り扱いいたします。取扱店以外でのお預け入れ・お引き出しはできません。
4. 取 扱 時 間	午前 10 時 30 分より午後 3 時まで
5. 取 扱 方 式	通帳は発行いたしません。ステートメント方式とし、ステートメントの発行を希望する方のみ、勘定の入り払いが発生した場合、および残高がある場合、原則として、毎月 1 回入払明細書を発行いたします。
6. 預 入 方 法	円貨から米ドルへ替えてお預け入れになる場合は、当日の電信売相場（T. T. S. ）により換算し、お預かりいたします。他に外貨（米ドル）定期預金よりのお振り替えもできます。
7. 払 出 方 法	米ドルから円貨に替えてお引き出しになる場合は、当日の電信買相場（T. T. B. ）により換算し、お支払いいたします。他に外貨（米ドル）定期預金へのお振り替えもできます。
8. 預 入 単 位	1 セント（1/100 米ドル）単位。
9. 適 用 金 利	毎週月曜日に店頭表示する利率を適用します。（変動金利）
10. 利 息 計 算 方 法	毎日の最終残高について 1 年を 365 日として日割りで計算いたします。
11. 付 利 単 位	1 通貨単位
12. 利 息 決 算 日	毎年 2 月と 8 月の所定の日にお支払いいたします。 お利息は元金に組み入れます。
13. 税 金 について	(1) 個人の場合 ① 利 息：源泉分離課税（国税 15.315%および地方税 5%、合計 20.315%）となります。マル優の適用は受けられません。 ② 為替差益：雑所得として確定申告による総合課税となります。 ③ 為替差損：他の所得との損益通算はできません。 (2) 法人の場合 総合課税となります。
14. 申 込 手 続	「外貨普通預金申込書」によりお申し込みいただきます。
15. ご 本 人 の 確 認	新規口座開設・大口のお預け入れ・お引き出しの場合には取引時確認を行わせていただきますので、本人確認書類および同一名義の円普通預金通帳をご持参ください。



大光銀行

項 目	内 容
16. 手 数 料	T T S レート（円貨から外貨に替えるレート）と T T B レート（外貨から円貨に替えるレート）には差（米ドルの場合、1 米ドルあたり 2 円）がありますので、その分はお客さまのご負担となります。 ・円貨預金からの振替によるお預入れ・円貨預金へのお引き出しの場合 … 無料（※ ただし、上記のレートの差〔1 米ドルあたり 2 円〕は、お客さまのご負担となります。） ・米ドル建て外国送金受取資金による入金の場合 … 被仕向送金手数料（1,500 円）およびリフティング手数料（送金金額の 0.05%、最低 2,500 円） ・払戻し金を米ドル建てで外国送金する場合 … 仕向送金手数料（6,000 円）およびリフティング手数料（送金金額の 0.05%、最低 2,000 円）
17. リスクに関する事項	(1) 本預金は、為替相場の変動リスクがあり、高い利回りを得られる可能性もありますが、為替差損が生じ満期時受取円貨額がお預け入れ時払込円貨額を下回る（元本割れ）可能性もあります。 (2) 為替変動がない場合でも、T. T. S.（預入時のレート）と T. T. B.（受取時のレート）に差があるため、受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回ることがあります。 (3) 外国為替市場において外国為替取引が行われない場合などには、外貨預金のお預け入れやお引き出しに応じられないこともあります。
18. 預金保険制度	・外貨預金は、預金保険制度の対象となりません。
19. その他参考となる事項	・外貨預金はマル優の適用を受けることができません。

< 当行が契約している指定紛争解決機関 >

全国銀行協会

連 絡 先 ： 全国銀行協会相談室

電話番号 ： 0570-017109 または 03-5252-3772

